

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、アクシアル リテイリング株式会社と称し、
英文ではAxial Retailing Inc.と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営む国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 各種商品小売業および関連する製造加工業
2. 酒類、塩、煙草、銃砲刀剣類、古物、切手印紙の販売および米穀類の加工および小売業
3. 医薬品、動物医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、ガス類、農薬、肥料、飼料、医薬用機械器具および化学工業薬品ならびに計量器の製造販売
4. 薬局および診療所の経営
5. 食堂、喫茶の経営
6. 興業場、スポーツ施設、文化施設、遊技場および駐車場の経営
7. 不動産の賃貸借、売買、鑑定および仲介業
8. 室内設備、室内装飾、建築、土木ならびに造園工事の設計管理および施工
9. 一般旅客自動車運送事業および貨物運送業およびその取次業
10. 小売業および各種企業に対する経営指導および業務受託
11. 建物の維持および保守管理に関する業務
12. 各種の印刷ならびに一般紙製品、包装材料および梱包材料の販売
13. 雑誌、書籍の販売および印刷出版に関する業務
14. 食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、石油製品、家具製品、植物、園芸用品、化粧品、装飾品、雑貨、衣料品、その他の百貨の製造、加工、卸売業および販売業
15. 土地の造成開発ならびに不動産の管理、賃貸、売買、保有、運用および仲介斡旋ならびに宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
16. 建築物の内外清掃および建築物の各種設備器具の点検、保守、営繕および管理

17. 足拭きカーペットのリースおよびクリーニング
18. 損害保険の代理業および生命保険の募集業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
19. 旅行斡旋業およびホテル・旅館業、クリーニング業、広告代理業、写真業、理容・美容業、宅配便の取扱業
20. 自動販売機の販売および自動販売機で販売する商品の販売
21. 有価証券の保有、投資ならびに運用業務
22. 金銭貸付業務、割賦販売斡旋業およびクレジットカードその他のカード発行業務
23. 自動車、清掃用設備器具、DVD、ビデオソフト、コンパクトディスク、コンピュータ機器およびコンピュータに関するソフトウェアのリース業
24. コンピューター機器の販売、賃貸および保守に関する事業
25. コンピューターに関するソフトウェアの開発、制作、販売
26. コンピューターシステムによる計算業務の受託
27. コンピューターに関する教育指導および支援
28. コンピューターに関するソフトウェアの技術および市場に関する調査研究
29. オンラインによるデータの交換および有償提供
30. 産業廃棄物の収集、運搬および処理業務ならびに再生資源回収業
31. 広告宣伝、出版物の企画立案業務
32. 催事の企画運営
33. 燃料の卸し、販売業務
34. 自動車、自転車ならびに各種子供用乗物の販売および修理、ガソリンスタンドの経営
35. 自動車および自動二輪車の販売、賃貸および整備ならびに架装
36. 原動付自転車、自転車の販売、賃貸および修理
37. 指定自動車整備事業ならびにこれに附帯する事業
38. 海外商取引の代理および輸出入業
39. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
40. フランチャイズシステムによる飲食店の経営
41. 車輛による食料品および雑貨類の移動販売業
42. ケータリングサービスおよびそのコンサルタント業務
43. 農場および牧場の経営ならびに管理
44. 倉庫業および物流センターの運営管理並びに受託業務
45. 各種警備業および保安に関する一切の請負事業

46. 現金自動預入支払機等の保安、運行等の管理ならびに集配金業務
47. 介護保険法に基づく各種介護事業
48. スーパーマーケットの店舗運営に係る業務の受託
49. 接客、事務手続、システムサポートに関する業務の受託
50. 障害者の就労および生活の支援
51. 障害者雇用についてのコンサルティング業務
52. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を長岡市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、152,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役副会長および取締役相談役各若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(顧問および相談役)

第23条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、当会社の業務に関し社長の諮問に応じるものとする。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の利益配当金、中間配当金およびその他の分配金には利息はつけない。